

(新) 持続可能な森林経営に向けた国際的な行動規範等策定調査費

10百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

1992年の地球サミットの森林原則声明で「持続可能な森林経営(SFM)」の理念が打ち出された。本年5月の第5回国連森林フォーラム会合(UNFF)において、SFMを促進するための森林に関する国際的な法的枠組み(森林条約)の総括的検討がなされたが、条約交渉開始の合意が得られなかった。これは、合意の基礎となるSFMの不可欠かつ最低限の要素(最低基準、ミニマムスタンダード)について各国のコンセンサスが得られなかったことが一つの原因となっている。

このため、SFMの環境的な側面からの最低基準を検討するとともに、自主的に取り組むべき事項をまとめた「行動規範」を検討し、UNFF等における森林条約や行動規範等具体的行動の推進に関する議論に活用・貢献する。

なお、本年のG8サミットのコミュニケに、違法伐採対策の推進が盛り込まれた。これを受け、今後は木材の合法性や、SFMの証明方法、各国における違法伐採対策の進捗状況の評価と経験の共有が課題となっている。SFMの最低基準や行動規範の検討を行う本調査の成果は、違法伐採対策にも活用できる。

2. 事業計画

	H18	H19	H20
(1) SFMの基準・指標の調査 国際機関・森林認証等調査		→	
(2) 行動規範の検討 他の国際的・各国の行動規範調査 国際的に合意可能な行動規範の検討			→
(3) 国際的な法的枠組み構築のための提案 受け入れ可能な基準・指標、行動規範 について合意形成、まとめる			→
UNFF会合日程	UNFF(6)、7	アジア地域会合	UNFF8

3. 施策の効果

SFMの最低水準、各国における具体的取組を促進するための「行動規範」を提案することにより、UNFF等における世界の森林保全のための国際的な法的枠組み作りやSFMの具体的行動の促進の議論に貢献する。また、G8における国際的な違法伐採対策の取組にも貢献する。

持続可能な森林経営に向けた国際的な行動規範等策定調査

国連森林フォーラム (UNFF) 継続

(UNFF6は2006年2月開催予定)

